（別記例示　２８）

健康サポート薬局チェック表

届出書添付書類 通 知 該 当 頁 check

Ⅰ . 当 該 薬 局 の 業 務 実 態 を 踏 ま え て 、 以 下 の 事 項 に 関 す る こ と を 記 載 し た 省 令 手 順 書 □

ⅰ . 患 者 が か か り つ け 薬 剤 師 を 選 択 で き る こ と と し 、 か か り つ け 薬 剤 師 が 薬 剤 に 関 す る 情 報 提 供 ・ 指 導 等 を 一 元 的 ・ 継 続 的 に 行 う こ と 。 ⅱ . 患 者 が か か り つ け 薬 剤 師 を 選 択 し た 際 、 そ の 旨 及 び 選 択 し た 薬 剤 師 が 分 か る よ う 薬 剤 服 用 歴 に 記 録 し て お く こ と 。

か

か

ⅲ . 患 者 が 現 在 受 診 し て い る 医 療 機 関 を 全 て 把 握 す る よ う 取 り 組 む こ と 。

ⅳ . 患 者 に 使 用 さ れ た 医 薬 品 ・ 服 用 し て い る 医 薬 品 の 一 元 的 ・ 継 続 的 な 把 握 に 取 り 組 む こ と 。 ⅴ . 患 者 に 対 し 残 薬 確 認 、 残 薬 解 消 、 残 薬 発 生 の 原 因 聴 取 と そ の 対 処 に 取 り 組 む こ と 。

り

つ

ⅵ . 毎 回 、患 者 に 服 薬 状 況 や 体 調 変 化 を 確 認 し 、新 た な 情 報 や 薬 剤 服 用 歴 の 記 録 を 参 照 し た 上 で 、必 要 に 応 じ て 確 認・指 導 内 容 を 見 直 し 、 患 者 の 理 解 度 等 に 応 じ て 薬 剤 に 関 す る 情 報 提 供 ・ 指 導 等 を 実 施 す る よ う 取 り 組 む こ と 。

け

ⅶ . 患 者 に 対 し 、 お 薬 手 帳 の 意 義 及 び 役 割 等 を 説 明 す る と と も に 活 用 を 促 す こ と 。

薬

ⅷ . お 薬 手 帳 利 用 者 に 、適 切 な 利 用 方 法 を 指 導 す る こ と（ 医 療 機 関・薬 局 へ の 提 示 、体 調 の 変 化 等 の 記 録 、自 身 で 購 入 し た 薬 の 記 入 等 ）。 ⅸ . お 薬 手 帳 の 複 数 冊 所 持 者 に 対 し 、 お 薬 手 帳 の 集 約 に 努 め る こ と 。

局

ⅹ . 薬 剤 師 の 基 本 的 な 役 割 の 周 知 や か か り つ け 薬 剤 師・薬 局 の 意 義 、役 割 等 の 説 明 を 行 い 、か か り つ け 薬 剤 師・薬 局 を 持 つ よ う 促 す こ と 。 ⅹ ⅰ .開 店 時 間 外 の 電 話 相 談 等 に も 対 応 す る こ と 。 か か り つ け 薬 剤 師 を 持 つ 患 者 か ら の 電 話 相 談 等 に 対 し て は 当 該 薬 剤 師 が 対 応 す る こ と 。 ⅹ ⅱ .医 療 機 関 に 対 し て 、 患 者 の 情 報 に 基 づ い て 疑 義 照 会 を 行 い 、 必 要 に 応 じ 、 副 作 用 等 の 情 報 提 供 、 処 方 提 案 に 適 切 に 取 り 組 む こ と 。

の

基

ⅹ ⅲ .上 記 の ⅲ 、 ⅳ 、 ⅴ 、 ⅵ 、 ⅹ 、 ⅹ ⅰ 、 ⅹ ⅱ の 実 施 に 関 し て 、 薬 剤 服 用 歴 に 記 載 す る こ と 。

p4-5:(1)① □

p4-5:(1)① □

p5:(1)② □

p5:(1)② □

p5-6:(1)③ □

p5-6:(1)③ □

p6-7:(1)④ □

p6-7:(1)④ □

p6-7:(1)④ □

p7-8:(1)⑤ □

p8:(1)⑥ □

p8-9:(1)⑧ □

□

Ⅱ . 当 該 薬 局 に 従 事 す る 薬 剤 師 の 氏 名 、 勤 務 日 及 び 勤 務 時 間 を 示 し た 勤 務 表 p4-5:(1)① □

本

Ⅲ . お 薬 手 帳 の 意 義 、 役 割 及 び 利 用 方 法 の 説 明 又 は 指 導 の た め の 適 切 な 資 料 p6-7:(1)④ □

的

Ⅳ . か か り つ け 薬 剤 師 ・ 薬 局 の 意 義 及 び 役 割 等 の 説 明 の た め の 適 切 な 資 料 P7-8:(1)⑤ □ Ⅴ . 当 該 薬 局 薬 剤 師 に 24 時 間 直 接 相 談 で き る 連 絡 先 電 話 番 号 等 に つ い て 、 事 前 に 患 者 等 に 対 し て 説 明 し 交 付 す る た め の 文 書 p8:(1)⑥ □ Ⅵ . 直 近 １ 年 間 の 薬 剤 服 用 歴 の 記 録 や 薬 学 的 管 理 指 導 計 画 書 の 写 し 等 の 在 宅 患 者 に 対 す る 薬 学 的 管 理 及 び 指 導 の 実 績 が 確 認 で き る 書 類 p8:(1)⑦ □ Ⅶ . 医 療 機 関 に 対 し て 情 報 提 供 す る 際 の 文 書 様 式 p8-9:(1)⑧ □

機

能

Ⅰ . 当 該 薬 局 の 業 務 実 態 を 踏 ま え て 、 以 下 の 事 項 に 関 す る こ と を 記 載 し た 健 康 サ ポ ー ト 業 務 手 順 書 □

ⅰ .要 指 導 医 薬 品 等 及 び 健 康 に 関 す る 相 談 に 適 切 に 対 応 し た 上 で 、 そ の や り 取 り を 通 じ て 、 必 要 に 応 じ 医 療 機 関 へ の 受 診 勧 奨 を 行 う こ と 。 ⅱ .健 康 に 関 す る 相 談 を 受 け た 場 合 は 、 か か り つ け 医 等 の 有 無 を 確 認 し 、 か か り つ け 医 が い る 場 合 等 に は 、 か か り つ け 医 等 に 連 絡 を 取 り 、 連 携 し て 相 談 に 対 応 す る こ と 。 特 に 、 要 指 導 医 薬 品 等 に よ る 対 応 が 困 難 で あ る こ と が 疑 わ れ る 場 合 な ど に は 、 受 診 勧 奨 を 適 切 に 実 施

健 康 サ ポ ー ト 機 能

す る こ と 。

ⅲ .健 康 の 保 持 増 進 に 関 す る 相 談 に 対 し 、地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 、居 宅 介 護 支 援 事 業 所 及 び 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 、健 康 診 断 や 保 健 指 導 の 実 施 機 関 、 市 区 町 村 保 健 セ ン タ ー 等 の 行 政 機 関 、 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 の 実 施 者 等 の 地 域 の 連 携 機 関

を 薬 局 利 用 者 に 紹 介 す る よ う 取 り 組 む こ と 。

ⅳ .上 記 ⅰ ～ ⅲ に 基 づ き 受 診 勧 奨 又 は 紹 介 を 行 う 際 、 必 要 な 情 報 を 紹 介 先 の 医 療 機 関 そ の 他 の 連 携 機 関 に 紹 介 文 書 に よ り 提 供 す る こ と 。

p9-10:(2)① □

p9-10:(2)① □

p10:(2)② □

p 11 - 12 :(2 ) ④ □

届出書添付書類 通 知 該 当 頁 check

ⅴ .以 下 の よ う な 場 合 に 受 診 勧 奨 す る こ と 。

・ 医 師 の 診 断 が な さ れ て い る 場 合 に 、 医 師 の 指 示 に 従 わ ず に 受 診 し て い な い こ と が 判 明 し た 場 合 に 、 受 診 勧 奨 す る こ と 。

・ か か り つ け 医 が い る に も か か わ ら ず 、 一 定 期 間 受 診 し て い な い こ と が 判 明 し た 場 合 に 、 受 診 勧 奨 す る こ と 。

・ 定 期 健 診 そ の 他 必 要 な 健 診 を 受 診 し て い な い こ と が 判 明 し た 場 合 に 、 受 診 勧 奨 す る こ と 。

・ 状 態 が 悪 い 場 合 な ど 要 指 導 医 薬 品 等 に よ る 対 応 が 困 難 で あ る こ と が 疑 わ れ る 場 合 に 、 受 診 勧 奨 す る こ と 。

・ 要 指 導 医 薬 品 等 を 使 用 し た 後 、 状 態 の 改 善 が 明 ら か で な い 場 合 に 受 診 勧 奨 す る こ と 。

ⅵ .要 指 導 医 薬 品 等 又 は 健 康 食 品 等 に 関 す る 相 談 に 対 し 、 薬 局 利 用 者 の 状 況 や 当 該 品 目 の 特 性 を 十 分 に 踏 ま え た 上 で 、 専 門 的 知 識 に 基 づ き 説 明 す る こ と 。

p 14 - 15 :(6 ) ① □

p15:(6)② □

Ⅱ . 以 下 の 事 項 を 満 た し た 医 療 機 関 そ の 他 の 連 携 機 関 先 の リ ス ト p 10 - 11 :(2 ) ③ □

・ 地 域 に お け る 医 療 機 関 、 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 、 介 護 事 業 所 、 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 、 健 康 診 断 等 の 実 施 機 関 、 市 区 町 村 保 健 セ ン タ ー 及 び 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 の 実 施 者 が 含 ま れ て い る こ と 。

健

・ 医 療 機 関 そ の 他 の 連 携 機 関 の 名 称 、 住 所 及 び 連 絡 先 （ 電 話 番 号 、 担 当 者 名 等 ） が 記 入 で き る 様 式 で あ る こ と 。 Ⅲ . 以 下 の 内 容 を 記 載 で き る 紹 介 文 書

康

サ

・ 紹 介 先 に 関 す る 情 報 、 紹 介 元 の 薬 局 ・ 薬 剤 師 に 関 す る 情 報 、 紹 介 文 書 を 記 載 し た 年 月 日 、 薬 局 利 用 者 に 関 す る 情 報 、 相 談 内 容 及 び

相 談 内 容 に 関 わ る 使 用 薬 剤 等 が あ る 場 合 に は そ の 情 報 、 薬 剤 師 か ら 見 た 紹 介 理 由 、 そ の 他 特 筆 す べ き 事 項

ポ

Ⅳ . 地 域 の 薬 剤 師 会 と 密 接 な 連 携 を 取 り 、地 域 の 行 政 機 関 及 び 医 師 会 、歯 科 医 師 会 、薬 剤 師 会 等 が 実 施 又 は 協 力 す る 健 康 の 保 持 増 進 そ の 他 の 各 種 事 業 等 へ の 参 加 実 績 又 は 参 加 予 定 が 確 認 で き る 資 料（ 事 業 の 概 要 、参 加 人 数 、場 所 及 び 日 時 並 び に 当 該 薬 局 の 薬 剤 師 の 参 加 内 容 な ど が 分 か る も の ）

ー

□

□

p 11 - 12 :(2 ) ④ □

p12:(2)⑤ □

Ⅴ . 有 効 な 健 康 サ ポ ー ト 薬 局 に 係 る 研 修 の 研 修 修 了 証 及 び 勤 務 体 制 が 確 認 で き る 資 料 p13:(3)⑥ □

ト

Ⅵ . 個 人 情 報 に 配 慮 し た 相 談 窓 口 を 設 置 し て い る こ と が 確 認 で き る 写 真 等 の 資 料 p13:(4)② □

機

Ⅶ . 薬 局 の 外 側 に 掲 示 予 定 の も の（ 健 康 サ ポ ー ト 薬 局 、要 指 導 医 薬 品 等 に 関 す る 助 言 や 健 康 に 関 す る 相 談 を 積 極 的 に 行 っ て い る 旨 ）が 確 認 で き る 資 料

能

p 13 - 14 :(5 ) ① □

Ⅷ . 薬 局 の 中 で 提 示 予 定 の も の (実 施 し て い る 健 康 サ ポ ー ト の 具 体 的 な 内 容 )が 確 認 で き る 資 料 p14:(5)② □

Ⅸ . 要 指 導 医 薬 品 等 の 備 蓄 品 目 を 薬 効 群 毎 に 分 類 し た リ ス ト p 14 - 15 :(6 ) ① □

Ⅹ . 衛 生 材 料 及 び 介 護 用 品 等 の 備 蓄 品 目 リ ス ト p 14 - 15 :(6 ) ① □

Ⅹ Ⅰ .開 店 し て い る 営 業 日 、 開 店 時 間 を 記 載 し た 文 書 p 15 - 16 :(7 ) ③ □

Ⅹ Ⅱ .要 指 導 医 薬 品 等 及 び 健 康 食 品 等 に 関 す る 助 言 や 健 康 に 関 す る 相 談 に 対 応 し た 対 応 内 容 の 記 録 の 様 式 が 確 認 で き る 資 料 p16:(8)① □ Ⅹ Ⅲ .積 極 的 な 健 康 サ ポ ー ト の 取 組 等 の 実 績 が 確 認 で き る 資 料 （ 取 組 の 概 要 、 参 加 人 数 、 場 所 及 び 日 時 等 が 分 か る も の ） p16:(8)② □ Ⅹ Ⅳ .薬 局 に お い て 取 組 を 発 信 し て い る こ と 等 の 実 績 が 確 認 で き る 資 料 （ 取 組 の 概 要 等 が 分 か る も の ） p 16 - 17 :(8 ) ③ □ Ⅹ Ⅴ .国 、 地 方 自 治 体 、 関 連 学 会 等 が 作 成 す る 健 康 の 保 持 増 進 に 関 す る ポ ス タ ー の 掲 示 や パ ン フ レ ッ ト の 配 布 が 確 認 で き る 資 料 p17:(8)④ □